

レンタル車いす

日常生活で車いすを一時的に必要とされる方
イベントや講習会等で、来場者用に利用したい方
学校での福祉体験授業などにもお使いいただけます。

※ 介護保険の認定がある方は保険でのレンタルが基本となります。

貸し出しについて

- ◆ 申請者は高松市在住の方であること（150cm以上対象）
- ◆ 貸し出し期間は最長1ヵ月間
- ◆ メンテナンス協力金 1台100円（1回ごとに必要）

- ※ 原則、貸出期間の延長はできません。
- ※ 高松市社会福祉協議会各支所でも貸し出しできます。
（塩江支所除く）
- ※ 車いすを安全にお使いいただくためにメンテナンス協力金
のご負担をお願いします。ただし、学校、企業等が福祉教育
の為に利用する場合は不要です。



詳しくはお問い合わせを

TEL 087-811-5777

地域福祉企画連携室

月～金曜 9:00～17:00（祝日除く）

高松市福岡町二丁目24-10

